



資料編



○ 参考条文

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

○ 用語解説

あ行

●アクセシビリティ：

情報システムの利用しやすさを表す言葉。

●医療的ケア児：

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子どものこと。

●インクルーシブ教育：

障がいのある子どもを含むすべての子どもが共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築を進め、共生社会の形成を図る。

●沖縄県福祉のまちづくり条例：

「福祉のまちづくり」とは、高齢者や障がい者を含むすべての県民が安心して生活し、自由な移動や社会参加ができる地域の環境を、「物・心」の両面にわたり創り出そうとするものです。沖縄県福祉のまちづくり条例は、平成9年に制定され、平成10年4月から全面施行されています。

か行

●ガイドヘルパー：

視覚に重度の障がいのある人、または脳性麻痺等の全身性障がいのある人、もしくは重度の知的に障がいのある人の外出時の移動の介助等付き添いを行う。

●権利擁護：

知的障がい、精神障がいや認知症などのため、自らの権利や介護・援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、その権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害(虐待や財産侵害など)が起きないようにすること。

●合理的配慮：

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

●**社会福祉協議会（略称：社協）：**

社会福祉法第 109 条にもとづき地域福祉の推進を図ることを目的に設立された団体。「住民が安心して暮らせる地域社会」の実現のため、民間の自主的な福祉活動の中核を担うとともに、健康福祉に関する地域の様々な問題を地域住民やボランティア、社会福祉関係機関、行政機関の参加・協力を得ながら解決を目指す公益性の高い非営利団体。

●**児童発達支援センター：**

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

●**重度障害者等包括支援：**

障害者自立支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの 1 つ。

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

●**重度訪問介護：**

障害者自立支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの 1 つ。

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。

●**障害者差別解消法：**

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。

障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた法律。障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関や事業者に対して合理的配慮の提供を求めている。平成 28 年(2016) 4 月施行。

●**障害者総合支援法：**

2012(平成 24)年 6 月 27 日に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(平成 24 年法律第 51 号)により、従来の障害者自立支援法は、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(通称：障害者総合支援法)となった。

目的規定において、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害者総合支援法の目的の実現のため、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととなる。また、2011(平成 23)年 7 月に成立した障害者基本法の改正を踏まえ、新たな基本理念が法律に規定された。

●障害者相談員：

障がい者とその家族からの相談に応じる民間の協力者。養育、生活等に関する相談を受け、必要な指導、助言を行うなど、福祉の増進を図るために市が委託する。沖縄県が委託していたが、権限委譲のため、平成 24 年 4 月から市の委託となった。

●障がい児保育：

保育に欠け、家庭で十分な保育が受けられない幼児で、集団保育が可能な心身に障がいがある児童を、一般の幼児とともに公立保育所、認可保育所で受け入れる事業。

●障害者基本法：

障がい者の自立と社会、経済、文化、その他のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

●障害者自立支援法：

身体、知的、精神障がい者の福祉サービスを一元化し、保護から自立に向けた支援を行う法律。障がい者に費用の原則 1 割負担を求める。

●自立支援医療制度：

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

●自立支援協議会：

障害福祉の関係機関が相互の連絡を図り、地域の障がい者支援に関する課題について情報を共有し、地域の問題解決に向けて協議する会議。

●生活介護：

障害者自立支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの 1 つ。

常に介護を必要する人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

●ストマ用装具：

腹壁に作った排泄口(ストマ)から排泄される尿や便を収納する装具。人工ぼうこう、人工肛門といわれ、ストマを持つ方をオストメイトという。

●成年後見制度：

障がいや疾病などで判断能力が不十分となった方を保護、支援する制度。財産管理や契約、相続などで不利益を被らないようにしたり、悪徳商法の被害に遭わないようにしたりする。

た行

●特別支援教育：

従来の特殊教育の対象だけでなく、学習障害(LD)や注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて、障がいのある児童・生徒に対し、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。

な行

●日常生活用具：

身体障がい者(児)が日常生活を送る上で障がいによる負担を軽減するための用具。

●ノーマライゼーション：

高齢者や障がい者などが、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方とする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

は行

●発達障害：

子どもの成長過程において、心身の発達に遅れがある状態をいい、発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)などと定義している。

- ・自閉症……………生まれ持った脳の障害であり、言葉の発達・コミュニケーションの障害、対人関係・社会性の障害、パターン化した行動、強いこだわりがみられる。
- ・アスペルガー症候群……自閉症の1つのタイプであるが、自閉症との違いとして、基本的に言語障害がないものを指す。
- ・広汎性発達障害……………自閉症とアスペルガー症候群などの自閉症に近い特徴を持つ発達障害の総称。
- ・学習障害……………読む、書く、計算する等に障害がみられること。
- ・注意欠陥多動性障害……不注意、多動・多弁、衝動的な行動を特徴とする障害。

●バリアフリー：

もともとは障がいのある人や高齢者が生活していくうえで、段差など障壁(バリア)となるものを除去するという意味で使われてきたが、現在では物理的な障壁に限らず、障がいのある人の社会的、制度的、心理的なすべての障壁を取り除く意味で用いられる。

●ピアカウンセリング：

障がい者が自らの体験に基づいて、カウンセラーと相談者が同等の立場に立って、同じ仲間である他の障がい者の相談に応じ、問題の解決を図ること。

●避難行動要支援者：

災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障がい者、難病患者などの災害弱者。2014 年(平成 26) 4 月に施行された改正災害対策基本法で、避難行動要支援者の避難を迅速・円滑に進め、命の危険から守る支援制度がスタートした。かつては「災害時要援護者」とよばれた

●放課後児童健全育成事業

昼間保護者のいない家庭の児童等に対し、学校終了後の放課後に、児童センターや学校の教室等の施設を利用し、遊びや生活の場を与えて健全な育成を図るための事業。学童クラブや放課後児童クラブがこれにあたる。

●法定雇用率：

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、定められた割合(法定雇用率)に相当する数以上の身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者を雇用しなければならない。平成 30 年 4 月 1 日から法定雇用率は引き上げられ、一般の民間企業(常用労働者数 45.5 人以上)は 2.2%、国、地方公共団体は 2.5%となる。

●補装具：

身体障がい者(児)の失われた身体機能を代償または補完し、日常生活や職業生活を容易にするための用具で、義肢・盲人用杖・義眼・補聴器・車いす・歩行器・ストマ用装具などがある。

ま行

●民生委員・児童委員：

民生委員法に基づき各市町村におかれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦で厚生労働大臣が委嘱する。任期は 3 年。住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める。また、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。

や行

●ユニバーサルデザイン：

障がいの有無・年齢・性別・人種等の違いを超えて、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ配慮して、まちづくりや建物・施設・製品等のデザインをしていこうという考え方。

ら行

●療育：

障がいのある子どもの治療と教育(保育)を意味し、具体的には障がいの軽減や障がいの進行予防、精神面における発達の援助、日常生活動作を見につけ社会性を発揮させる援助などを行う。

●療養介護：

障害者自立支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの1つ。

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。

○ 糸満市地域自立支援協議会設置規則

平成24年10月2日

規則第32号

(設置)

第1条 この規則は、糸満市附属機関設置に関する条例（平成7年糸満市条例第25号）第3条の規定に基づき、障害者又は障害児への支援体制の整備を図るため、糸満市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し提言する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワークに関すること。
- (2) 相談支援体制の状況把握、評価及び整備方策に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 就労支援に関すること。
- (6) 障害福祉計画に関すること。
- (7) その他障害福祉に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健、福祉及び医療機関関係者
- (4) 教育機関関係者
- (5) 企業及び雇用機関関係者
- (6) 障害者本人及び関係団体関係者
- (7) 行政機関関係者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会の設置)

第7条 協議会に、特定の事項について調査及び研究を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 専門部会に、必要に応じて部会長及び副部会長を置くことができる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員(前条に規定する部会の委員を含む。以下同じ。)は、正当な理由がなく、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

○ 糸満市障害者施策推進協議会規則

平成 21 年 6 月 26 日

規則第 21 号

改正 平成 22 年 3 月 31 日規則第 5 号

改正 平成 23 年 6 月 1 日規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、糸満市附属機関設置に関する条例（平成 7 年糸満市条例第 25 号）第 3 条の規定に基づき、糸満市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 協議会は、市の障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進についての審議検討を行うこととする。また、糸満市障害者計画策定等の際に、その求めに応じて必要な助言を行うものとする。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 障害者福祉に関する関係者

(3) その他市長が任命するもの

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(関係者の意見聴取等)

第7条 会長は、協議会において必要と認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年6月26日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第5号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月1日規則第25号)

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

○ 糸満市障害者施策推進協議会委員

任期：平成29年12月12日～平成31年3月31日

委員：9人

	役職	氏名	所 属 ・ 役 職	備考
1	委 員	上地 武昭	沖縄大学 人文学部福祉文化学科教授	学識経験者
2	委 員	喜久山 強	沖縄県立西崎特別支援学校校長	障害者福祉関係者（教育）
3	委 員	大城 英孝	糸満市社会教育委員 糸満市自立支援協議会委員	学識経験者
4	委 員	渡慶次 英子	沖縄県看護協会	保健医療関係者
5	委 員	豊平 朝清	糸満市身体障害者相談員	障害者福祉関係者
6	委 員	大城 幸子	琉球リハビリテーション学院 社会福祉士	障害者福祉関係者
7	委 員	小那覇 良一	糸満市障害者生活支援センター「陽だまり」所長	障害者福祉関係者
8	委 員	金城 幸範	就労支援センター「たまん」施設長	障害者福祉関係者
9	委 員	山城 安子	糸満市福祉部長	障害者福祉関係者（行政）

○ 平成29年度糸満市障害者施策推進協議会開催状況

	開催日	議事内容
第1回	平成29年12月12日	・委嘱状交付式 ・会長及び副会長の選任について ・糸満市第4次障がい者計画策定の概要等について
第2回	平成30年2月13日	・糸満市第5期障がい福祉計画について ・糸満市第4次障がい者計画の骨子案について
第3回	平成30年3月6日	・障がい者計画・障がい福祉計画について
第4回	平成30年3月26日	・糸満市第4次障がい者計画素案について
	平成30年3月26日	市長答申（会長より）

糸満市第4次障がい者計画

平成30年3月策定

◆発行 糸満市

沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

◆編集 糸満市 福祉部 社会福祉課

電話：098-840-8103

F A X：098-840-8152

